

子育て世帯臨時特例給付金申請のご案内

平成26年度に続いて、消費税率引き上げの影響等を踏まえ、子育て世帯の負担を緩和するため、今年度も臨時特例的な措置として上記の給付金が支給されます。

対象要件

以下の全ての要件を満たす方が対象となります。
○平成27年5月31日（基準日）に久留米市に住民登録をしていた方
○平成27年6月分の児童手当の受給資格がある方
○平成26年中の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方

対象児童 (給付額)

平成27年6月分の児童手当の対象となる児童（1人あたり3,000円）

申請期間

平成27年6月1日（月）から平成27年12月1日（火）まで

申請方法 (添付書類)

児童手当の現況届が今回の給付金の申請書を兼ねていますので、現況届を提出ください。
(同封の「現況届の提出について」をご覧ください、必要な書類をご用意してください)

給付方法

児童手当の受取口座に10月頃振込予定です。
(やむをえない事情で口座による受け取りができない場合は、申請先へご連絡ください。)

その他

27年度は、「子育て世帯臨時特例給付金」と今後予定されている「臨時福祉給付金」2つの給付金のどちらの要件にも該当される人は、両方の給付金を受け取ることができます。臨時福祉給付金については詳細が決まり次第、ホームページや広報紙等でお知らせいたします。

申請先

〒830-8520（住所記載不要）
久留米市役所 子ども支援課
TEL 0942-30-9066
FAX 0942-30-9718

